

第107号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表64の2の項の次に次の1項を加える。

<p>64の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料</p>	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅（以下この項において「住宅」という。）の登録又は同条第2項の規定に基づく住宅の登録の更新を受けようとする者</p> <p>ア 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が10戸以下の場合</p> <p>イ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が11戸以上20戸以下の場合</p> <p>ウ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が21戸以上30戸以下の場合</p> <p>エ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が31戸以上40戸以下の場合</p> <p>オ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が41戸以上50戸以下の場合</p> <p>カ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が51戸以上70戸以下の場合</p> <p>キ 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が71戸以上100戸以下の場合</p>	<p>23,000円</p> <p>26,000円</p> <p>30,000円</p> <p>33,000円</p> <p>36,000円</p> <p>43,000円</p> <p>54,000円</p>
------------------------------------	--	--

	ク 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が101戸以上の場合	64,000円
--	------------------------------------	---------

附 則

この条例は、平成23年10月20日から施行する。